

8 . 株式会社等による農地取得の解禁

「構造改革特別区域法（特区法）」（平成15年4月1日施行）において、株式会社等の農業生産法人以外の法人が農業分野へ参入可能となったが、農地については、地方公共団体等からの貸付（リース方式）に限定されているため、その取得を解禁すべき。

< 農林水産省の反対理由 >

リース方式とはいえ、特区における措置の評価・検証もなく、全国展開するのは時期尚早。また、農地の転用等による一層の耕作放棄が進展し、原状回復が困難。

< 当会議の考え方 >

農地の所有は、責任ある農業経営を行いたい事業者にとって、強いニーズあり。また、農地転用・耕作放棄のリスクは、自作農ほかでも同じ。この点だけの懸念であれば、他の規制等（土地利用規制や転用時の買戻権）により対応すべき。

株式会社等による農地取得の解禁

主な反対意見（農林水産省）	反対意見に対する当会議の考え方
<p><u>構造改革特別区域法（第16条）において、農地を市町村等からリースする方式の下で、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする規制緩和措置を講じたところであり、同法が4月から施行される前に、その検証や評価もなく株式会社等による農地取得の解禁が取り上げられることは、時期尚早であり、不適當。</u></p>	<p><u>生産手段としての農地の調達・所有は、責任ある農業経営を行いたいとの事業者にとって、強いニーズあり。特区の第2次提案においても、多くの地方公共団体・民間企業から要望あり。</u></p>
<p><u>農地とは不可逆的なものであり、株式会社等に所有権まで与えてしまうと、経営者の変更等を通じ、農地の転用等により農業経営が停止されてしまい、一層の耕作放棄が進展するなど、原状回復が困難となる。</u></p>	<p><u>農地転用・農業経営停止・耕作放棄のリスクについて、株式会社の方が自作農と比べて高いという前提に立っていることが問題。むしろ、資金力の面などでは、株式会社の方が、農業生産性を担保できる可能性も高い。</u></p> <p>株式会社等による農業経営の解禁が特区として認められる場合の多くが、休耕地が多く農地が荒廃している場合。したがって、<u>一層の耕作放棄が進展するなど、これ以上悪くなる余地は無いのではないか。</u></p> <p>農業外への転用が懸念されるのであれば、<u>土地利用規制の強化や、転用時の買戻権付与などの措置を講ずることにより、対応可能。</u></p>

総合規制改革会議特区WG
構造改革特区に関する意見交換会議事概要

1. 日 時：平成 15 年 2 月 6 日（木）17:00～17:40

2. 場 所：総合規制改革会議事務局大会議室

3. 議 題：農林水産省との意見交換

経営局 佐藤一雄構造改善課長

農村振興局 佐藤憲雄農村政策課長

小林調査官

4. 出席者：総合規制改革会議規制改革特区WG 八代主査、福井専門委員

事務局 河野審議官、千代参事官、宮川室長他

内閣官房構造改革特区推進室 檜木参事官 他

5. 議事概要

八代主査) 農業を営む株式会社にとり農地は必要不可欠な生産手段である。是非とも責任をもって農業を営もうとしている株式会社が農地を取得し、所有することができるような仕組みを導入して頂きたい。

佐藤構造改善課長) 今般の構造改革特別区域法に基づき、既に大幅な規制緩和措置を講じたところであり、この制度は来る 4 月から動き出すことになる。このため、現時点で、しかるべき検証、評価も行われていないのにもかかわらず、株式会社による所有権の取得を認めるのは時期尚早に過ぎるのではないか。

八代主査) それでは、今後、具体的にどのような評価を想定しているのか。

佐藤構造改善課長) いくつかの企業において農業経営を開始する動きがある旨、聞いているところ、そうした動きを、今後、十分に見極めていく必要あり。

八代主査) 評価の基準をどう考えているのか。

佐藤構造改善課長) 少なくとも所有権を認めた場合にどのような弊害が出てくるのか、十分考慮しておく必要がある。

八代主査) 特区として認められている地域はもともと休耕地が多く、荒廃が進んでいることから、これ以上、現状より悪化するというケースは殆ど想定されないのではないか。悪くても、結局、元の状態に戻るだけではないか。

佐藤構造改善課長) 経営陣が変わった結果、耕作放棄という事態になり、何も手当てがなされない、また、場合によっては産業廃棄物等の問題が生じたり、というケースが想定される。

八代主査) 耕作放棄は、現に、むしろ、高齢化した自作農の方に生じているのではないか。何故に株式会社の方が耕作放棄に係るリスクが高いと言えるのか。

佐藤構造改善課長) 農業経営自体の収益性が低く、その低さの故、株主への利益還元と

いう観点から、儲からないものは止めようというケースが出てくる。

八代主査) 零細な自作農と近代的で多額の資金を有している株式会社との間では、元々生産効率性が違うのだから、株式会社においてはたとえ配当を出したとしても十分な生産性を確保できる能力はある筈である。さもなければ、敢えて参入してこないわけであり、御指摘のような懸念は当たらないのではないか。むしろ、自作農とのイコールフティングという観点から、株式会社に対する農地取得を認めることは、当然ではないか。

福井専門委員) そもそも株式会社が低収益であるとおっしゃるのであれば、今回やったこと自体の自己否定にもつながりうるのではないか。

佐藤構造改善課長) 所有権ということになると、権限が強い上に、不可逆的な場面が生じてくる。現行制度の下では、これに対する対応が困難になってしまう。市町村の賃貸方式だから何かあった時に容易に原状回復ができるということ制度化した。

福井専門委員) 耕作放棄と転用について申し上げれば、高齢者で後継ぎがないようなところでは、独り株式会社のみがアプリ・オリにダメだと断言することは出来ないはず。それが心配であれば過疎地の農地についても一定の規律が必要になることを考えるべき。かかる観点からすれば、株式会社の土地所有だけはアウトというのは全く合理性を欠く。いずれにせよ、今、荒廃している土地を使用するのであれば失敗しても影響はない

佐藤構造改善課長) 特区だけで全ての問題が解決されるとは思っていない。現在、農業経営基盤強化促進法案について与党と調整中であるが、現時点で考えているのは、特定遊休農地については所有者に届出を義務付けることとし、届出を行わない場合には過料を徴収するという仕組みである。

福井専門委員) それを株式会社にも同様に適用すれば同じ効果が得られるのではないか。

佐藤構造改善課長) あくまで届出を求めるものであるに過ぎず、耕作放棄して、いずれ何らかの転用のときまで待つというようなケースについては、一定の限界があり、やはり今後の運用状況を十分フォローしていく必要がある。

福井専門委員) 一定の限界があるのであれば、そもそもやっても無意味である。限界があるとおっしゃるのであれば、実効性が上がるようにした上で、株式会社も対象に追加すればよいのではないか。これにより、一律に株式会社を排除する必要はなくなるのではないか。

佐藤構造改善課長) 法制的な面と実態的な面の双方からのアプローチが必要であると考えている。規制改革推進3ヵ年計画の趣旨も踏まえ、今回の基盤法の改正で企業からの出資割合を一定の条件の下に拡大し、農業生産法人による多様な経営展開を図ることとしている。

福井専門委員) それはそれで結構だが、この論点は「所有」で何が問題なのかという

ことである。やはり、所有が認められ、企業マインドを有する主体が参入してくることにより、新たな人材や資本が投入されるような状況を創出すべきである。転用や中止を懸念しているのであれば、土地利用規制を課するのが一つ、もう一つは買戻し権の付与という手法、このいずれか又は双方により対処すべし。

八代主査) 問題は農地法等の本来の転用に関する規制が守られていないということ、だから、それを強化すべしという点は、本体の規制改革でも求めているところ。ポイントは、株式会社も自作農も等しく厳格に規制する一方で、参入は等しく認めて貰いたい、ということ。自作農に対しては農地の転用を規制できないから、せめて株式会社だけは締め出しておこうという非常に非効率、不合理な規制になる理由は一体どこにあるのか。

佐藤構造改善課長) 制度論的に、これ以上の規制ができるのか、と言う点については憲法問題との関係もあり、極めて難しい問題であると認識している。買戻しについても誰が買い戻しをするのか。一旦、所有権を取得しているわけだから、買戻しには売買代金の支払いが必要になる。その財産的な基盤をどう手当てするのか、という法制面での問題、経済面での問題を十分考える必要がある。転用についても、個人と株式会社は法制面においては何ら区別をしていない。これまで資本力の相違に着目しつつ、農地規制が行われてきたという経緯もあり、この点については容易に結論が得られないのが実情である。

八代主査) その「資本力の相違」という点について、詳細に御説明頂きたい。

佐藤構造改善課長) 昭和 40 年代の列島改造のときにも投機が大きな問題になった。

八代主査) このデフレの時代に、列島改造の時期を引き合いに出すのはいかなものか。

福井専門委員) そもそも列島改造の時期には、株式会社のみならず、個人地主の投機も激しかった。会社のみならず、個人も土地投機に明け暮れていたのが実情である。土地投機は絶対的に法人の方が多という統計は存在しない。会社だけが投機するというのはテストされえないドグマであり、そのような議論はお止めになったほうがよい。会社だろうが、個人であろうが一律にキッチリ規制する。買戻しをめぐる問題については、自治体として、特区に手を上げてきている以上は、本当に農業生産を維持したいという覚悟を持ち合わせているということだろう。ついでには、農業生産の維持のために、その責任を最後まで果たして買い戻しをするということも十分ありうるわけであり、これに対して最初からストップをかけてしまう必要はない。必要とあらば、買戻しの価額を引き下げるといったペナルティを課することも可能である。規制に関連し、資本の差というのは理解できないし、株式会社異質論に基づきこれを排除することについては、検証された命題がない以上、そろそろ放棄した上で、個人も株式会社も同様の取扱いにすればよい。一定の条件をつけるのはかまわないが、本当に株式会社が土地投機や農地としての使用中止をするのか、一度実験すればよい。しかも、その実験場所は休耕地で現

状より少しでも良くなれば「儲けもの」とでもいうべき荒廃した地域とした上で、御指摘のような事態が本当に生じうるのか、テストしてみたらよい。誰も迷惑しないだろう。

佐藤構造改善課長) 決して株式会社が必ず不正なことをやると申し上げているわけではない。株主構成の変化に伴い、営利追求の姿勢がより鮮明になり、農業を止めてしまうという懸念はあることから、株式会社に対する一定の制限が設けられているのが実情である。株式会社が社会的に不正行為をすると問題視しているわけではない。

福井専門委員) 耕作放棄等について個人よりも株式会社の方が程度が高いことを示す検証されたデータはあるのか。単なる認識を前提に区別することには合理性がないのではないか。

佐藤構造改善課長) 株式が転々流通するから株主構成が変わってしまうことは念頭に置いて頂く必要がある。

福井専門委員) だからこそ、土地利用規制の導入、買戻し権の設定が必要不可欠になってくるのではないか。

佐藤構造改善課長) しかしながら、その部分が本当に、実行上、うまく行くことになるのか、疑問である。

福井専門委員) うまく行くのか疑問であるとは言え、元々荒廃しているのだから、それ以上悪化することはない。

佐藤構造改善課長) 不可逆性を考慮する必要はある。元々荒廃しているからという乱暴ではないか。

福井専門委員) 特区だから、失敗してうまく行かないということが普遍的に明らかになれば、爾後、やらなければよい。このような観点から、特区においては実験が可能なのであるから、その実験をしたらどうか、という点を指摘しているのだ。

また、株式会社に農業を認めること自体が罷りならぬとする、一昔前の原理的な議論から全く変わっていない。今般、改革に向けてせっかく第一歩を踏み出されるのであれば、もっと明確に方針を切り替えた方がよいのではないか。懸念があるというのであれば、現に荒廃しているところに限定して試行してみればよい。しかも、その場合には、土地を買い戻す必要性が生じた場合にはペナルティが発生するような「買戻し権」を設定する、厳しい土地利用規制を受認するという内諾を得た上で規制を課するという手法もありうる。そのような選択肢もありうるのに、何故にそこまで拒むのか、理解に苦しむ。

佐藤構造改善課長) 一つお尋ねしておきたい。賃借権でも十分対応可能なのに、何故に「リスク」を冒してまで「所有権」にこだわる必要があるのか。

八代主査) その「リスク」について、そもそもどういうリスクがあるのか、と言う点を訊いている次第である。

福井専門委員) 弊害があれば教えて頂きたい、というのが出発点である。所有権が認められていないというのは土地利用を行う上での極めて重要な規制であり、利用形態の多様性を制限する措置なので、それは回復した方がよい。通常の土地利用は殆ど借地ではなく、所有で行われている。これには理由がある。民法の法制もさることながら、自分の所有であれば、自分の計画に基づき、自由な収益、自由な効用が得られる。借地については、返せばよいという意味においてキャピタルロスが生じないものの、一定の制約が伴うものであることは明らかである。このような点を考慮すれば、農地に限って、しかも株式会社を対象を限定して、所有を許容せず、というのは現在の我が国における土地利用秩序の重大な例外であると言わざるを得ない。その例外がどうしても必要であるというのであればその根拠を、そして具体的な弊害をキッチリ実証的に示して頂く必要があるということである。そして弊害を防止するための措置が存在することも明示的に申し上げているのだから、これを実施した場合においてさらなる弊害が生じるとおっしゃるのあれば、それを具体的にお示し頂きたい。

佐藤構造改善課長) 当該措置が法制面、実態面でなかなか実質的に機能しえないから、問題であると申し上げている。現時点においても、関連制度が存在し、現行以上に転用規制を強化することは困難である。

福井専門委員) そこまでおっしゃるのであれば、規制の問題はさて置くとして、買戻し権についてはどうか。これであれば民事の契約により可能になるのではないか。

佐藤構造改善課長) 民事の契約であれば誰が買い戻すことになるのか。市町村としても財政的に対応は困難。

八代主査) 特区の責任者が買い戻すことになる。いずれにせよ、担保措置が講じられれば差し支えないということか。

佐藤構造改善課長) 担保措置ができれば、所有権をめぐる法制的な問題はクリアになるものと考えている。

福井専門委員) そもそも論で邪魔をせずに、具体的な支障が存在しないような特区については、是非、新たな障害を設けないで頂きたい。問題は株式会社による農業経営が出来るのか否かではなく、所有を認めた場合において何か具体の支障が生じうるのか、生じるとすれば何か、そしてそれが著しく公益に反するというのであれば、それについて議論しよう、ということである。そしてこの点については、一定の条件が満たされれば支障がないということが明らかになったものと考えている。いずれにせよ、その点について異論があれば御指摘頂きたい。

八代主査) 弊害を生ぜしめないようにするための一定の担保措置を講じることができれば、所有権を認めてもよい、という御判断であると解してよいか。

佐藤構造改善課長) それが本当にできるのであれば、そのような論理的帰結になると思われるが、実際問題としては、なかなか難しいのではないか。

八代主査)それを特区の中でやればどうかということ。全国的にやれと言っているのではない。それこそ「水かけ論」になるので、とりあえず、担保措置が出来れば差し支えない、という御趣旨である旨、理解したということを申し上げておく。いずれにせよ、これが本当に出来るかどうかは別問題であり、出来なければこの話はご破算になるということではあるが。

それからもう一つ重要な問題がある。農地保有の下限面積の件である。これは株式会社には限らない話であるが、道は2ヘクタール、都府県は50アールという基準があるので、市民農園のようなものが出来にくいという問題がある。本件については、以前意見交換したときに、関係法律案と併せて検討するという事になっていたが、本件をめぐる現在の状況についておうかがいしたい。

佐藤農村政策課長) 資料「構造改革特区の第2次答申に対する農林水産省の回答」に基づき説明

八代主査)措置内容にある省令はいつできるのか。

佐藤農村政策課長)3月中には内容を確定させたいと考えている。

八代主査)その内容については、特区推進室と協議されるということによいか。

佐藤農村政策課長)しかり。引き続き、農山村地域における土地利用に関する課題を整理しているので、これを踏まえてこの省令の内容についても検討しており、現在作業中である。

八代主査)いつから施行していただけるのか。4月からか。

佐藤農村政策課長)出来れば来年度の早い時期から。

特区推進室)当室から検討依頼していたのは、面積要件の引き下げについて、そのレベルを全国一律に設定するのか、あるいは、地域の実情を踏まえて柔軟に設定できるようにするのか、という点である。出来るだけ速やかに検討の内容をお知らせ頂きたい。

八代主査)この類の案件については、最初から自治体に任せておけばよいという気もするが、検討を進めて頂いているのであれば、速やかに対応して頂きたい。

8 農林水産業

【問題意識】

日本は恵まれた自然条件や「食」に対する根強い国民ニーズが存在している中で、食料自給率が傾向的に低下している上、先進主要国の中でも最低水準となっている。これは市場メカニズムが十分に機能せず、需要の変化に国内生産が対応してこなかったことも大きな要因である。

我が国の農業生産構造は、競争力のある大規模な先進農家や農業生産法人の萌芽は見られるが、兼業収入に依存する零細農家に農地が滞留している。

しかしながら、我が国農業の潜在成長力は大きく、効率的な生産活動を営む農業主体に農地が集積し、農産物の生産コストを減少させることで、国際競争力の向上は十分に可能であり、食料産業の活性化と農業の構造改革に向けこれまでの政策を速やかに見直すことが必要である。

1 農地利用規制

我が国農業では、生産性の低い零細農家の農地が大規模農家に集約されるという競争メカニズムが十分に働いてこなかった。これは、零細農家を中心に、資産保有意識が依然として強く、転用によるキャピタル・ゲインを期待していることが大きな要因としてあげられる。

農地の転用を制限している法律として、農振法(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号))及び農地法(昭和27年法律第229号)がある。実際の運用は、農振法のゾーニングが、転用目的の個別案件に応じてその都度見直される場合が多い。

農地法・農振法の運用には、各市町村の農業委員会が大きな役割を果たしており、例えば、農地転用を行う場合は、農業委員会を經由して申請し、農業委員会が意見を付して許可権者たる都道府県知事に送付することとなっている。この農業委員会は、全国で約6万人に上る委員により組織されているが、農業者の選挙と、農協や議会の推薦で選出される地域関係者から構成されていること等から、農地転用に係る判断が地権者の意向を反映しやすいものとなっているとの指摘がある。また、特に農用地区域外の農地に対する転用規制の判断として甲種農地、第1～第3種農地の区分は、転用事案が生じた場合にその都度判断されることになっており、規制手法としては不十分であるとの指摘もある。

なお、農地利用規制に加え、農地税制も零細農家による農地の資産的保有を助長している大きな要因と考えられる。一般に、農地の固定資産税評価額は、商業地、工業地よ

りかなり低く、相続税についても、課税評価額が著しく低いこと等から事実上相続税がかからないものと見られ、さらに、課税される場合でも納税猶予制度の適用がある。

2 農協への規制

農業協同組合（農協）は農家の自主的な相互扶助組織であり、その大多数は、農協系統と呼ばれる全国組織（JA）を形成している。その組織形態は、合併・組織統合により変遷しつつあるが、地域ごとに単位農協が設立され、都道府県及び全国段階に連合会がある。

事業内容は、本来の営農活動を支援する事業（共同購入・出荷、共同施設運営等）のほか、生活関連事業（スーパー、給油所、旅行代理業等）や信用・共済事業（貯金・融資、生損保等）と幅広い。非農家も准組合員として加入でき、その世帯数は316万戸にのぼる等、農村部では巨大な存在となっている。他方、運営に関わるのは農家である正組合員であるが、平成12年度現在の正組合員戸数は農業センサスにおける農家数を145万戸も上回っており、真に組合員資格を有する者のみが組合員となっているかどうか疑問がある。農協の運営は、各組合員間の平等を原則とするため、正組合員の一人一票制で意思決定が行われる。この結果、少数の大規模農家よりも多数の零細農家の利益が重視される傾向があり、零細農家はますます農協への依存度を高める一方、大規模な担い手農家の農協離れが問題となっている。

これまで農協は、農政との密接な連携の下に、我が国農業の展開に一定の役割を果たしてきたと考えるが、国・都道府県・市町村の各段階に対応した巨大組織に発展する一方、我が国農業は零細な生産構造から脱却できない深刻な状況を抱えており、これまでの農協の事業運営の在り方や農協に対する行政関与等、抜本的な見直しが必要になっている。

農協の部門別損益をみると、例えば、平成12年度の農協経営分析調査によると、一組合当たりの損益は全体では186百万円の黒字となっているが、信用部門223百万円、共済部門356百万円の収益が、購買・販売部門や利用部門等他の全ての赤字部門の損失、合計392百万円を補った結果である。このように、信用・共済事業の収益で経済事業など他の部門の赤字を補填している実態にあり、経営の健全性を損なっている

また、これまでの農政の運営は農協に大きく依存してきた。例えば、共同利用施設に係る補助金は主として農協が事業主体となっており、農家個人への補助金も農協を窓口とする場合が多い。また、事実上農協間競争が行われにくい状況を生み出し、結果として零細な生産構造の温存をもたらすとともに農業の構造改善が遅れた要因ともなっている。

さらに、独占禁止法の適用については、単独では大企業に対抗できない零細な事業者が組織する協同組合（連合会を含む）を不公正な取引方法等に相当する場合を除き適用除外としている。全国展開してきた経済事業等については不公正な取引方法で排除勧告

や警告を受けた事例が発生しているが、適用除外となる具体的行為についてガイドラインも定められていない状況にある。

なお、生活関連事業、信用・共済事業で、員外利用が相当程度行われており、その実態について把握する必要があると考えられる。

3 農業経営の株式会社化等の一層の推進

現行の農地法では、農地の権利の法人による取得は、原則として農業生産法人についてのみ容認されている。

他方、平成 14 年 12 月に成立した「構造改革特別区域法」において、以下の要件を満たすことを前提に、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得を容認する農地法の特例措置が規定された。

耕作放棄地や効率的な利用を図る農地が相当程度存在するものと地方公共団体が認めて設定した構造改革特別区域内であること

地方公共団体等からの使用貸借権による権利又は賃借権の設定によること

法人の業務執行役員のうち一人以上が農業常時従事者であること

多様な競争の促進を通じ、農業の活性化とその健全な担い手の増加、農村における雇用機会の拡大等の農業構造改革に貢献するためには、この構造改革特区制度の推進と検証を併せて行いつつ、それ以外の方式でも農業経営の株式会社化等により経営形態の多様化を推進することが必要である。

【具体的施策】

1 農地利用規制の適正化等による優良農地の保全【平成 14 年度に検討を開始し、平成 15 年度中に措置】

いわゆる優良農地ほど、平坦で区画が整い、水はけがよいなど都市的利用について好条件を備えており潜在的な転用需要が大きい。このため、明確な土地利用計画に応じた厳格な転用規制がなくては、農地の虫食いの転用が避けられない。実際、無秩序な転用が行われている場合も相当程度みられ、国土の有効利用を妨げ、農業のみならず社会全体の不効率をもたらしている。一方で、耕作放棄を防止する制度は、農業経営基盤強化促進法等において相当程度に整備されてはいるが、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく遊休農地に対する利用増進の勧告は、市町村の判断で見送られており、耕作放棄が実効的に解消されていない。このため、以下のような見直し等が求められる。

農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、農地利

用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずるとともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構築について検討すべきである。

農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずるべきである。

2 農協への規制

農協は、非常に広範な事業活動を行っているが、その経営は信用・共済事業の収益に大きく依存している。また、これまでの農政運営が農協に大きく依存してきたことの見直しの必要性等が指摘される中、その経営の在り方について抜本的な見直しが必要である。

また、独占禁止法の適用除外については、単協のみならず事業規模の大きい連合会についても同様の取扱いとなっているが、公正な競争を促進する観点からその検証が必要である。

(1) 農協の事業運営の見直し

農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進すべきである。【平成 14 年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】

また、組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである。【平成 14 年度中に措置】

(2) 農協系統事業の見直し【区分経理の配分基準の策定については、平成 14 年度中に措置、区分経理の徹底については平成 15 年度以降逐次実施、その他については平成 14 年度に検討を開始し基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】

農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者（特に担い手農家）のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作りを資するため、まずは共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図るとともに、信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討すべきである。

(3) 農協に対する行政関与【平成 14 年度中に検討を開始し基本的方向について結論、

平成 15 年度以降逐次実施】

補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図るべきである。

(4) 公正な競争条件の確保

協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図るべきである。【平成 14 年度に検討を開始し、平成 15 年度に基本的方向について結論、以降逐次実施】これと併せて、不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図るべきである。【平成 14 年度以降逐次実施】

また、農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずるべきである。【平成 14 年度に検討を開始し、基本的方向について結論、平成 15 年度以降逐次実施】